

政治におけるアカウントビリティ

——代表、責任、熟議デモクラシー——

山岡 龍一*

1. 問題設定

「アカウントビリティ」という概念は、我々の日常語（といってもかなり専門用語的な）となりつつある。しかしながらこの概念の捉えがたさは、この概念を日本語で使用する際、英語の *accountability* のカタカナ表記が採用されることが多いことから容易に察することができる。たしかに「説明責任」「答責性」などの訳語は、この概念の重要な側面を捉えている。だが、こうした言葉がこの概念によって示されるべきことがらを必ずしも正確に表さないことは、おそらくこの概念を意図的に使用する者なら共通に感じられることであろう。アカウントビリティという概念を使用する文脈は、数多考えることができる。この概念を使用することが、他の概念、なかでもより一般的な概念である「責任」の概念を使用するより、何らかの意味で便益があると思われる際、この概念はあえて使用されるはずである。さて、我々にとって問題となるのは、政治に関する言説において、この概念が使用されることの意味である。ではそれは、より特殊的にはどのような文脈において使用されているのだろうか。

政治的な概念一般にみられる特徴として、それが記述的なものであっても、同時に何らかの意味で規範的な意味を帯びることがあげられる。これは、その概念を使用する者がこの区別をどれほど意識的に立てようとしても、逃れることのできない性質だといえよう。その最大の理由として、政治概念のほとんどが日常的な言語を、そのままと

はいわないまでも、使用せざるをえないという事実がある。「せざるをえない」というのは、そうではない、つまり、完全に人工的なシンボルのみを使用すると、政治現象に関する有意味な説明がほとんど不可能になるからである。「アカウントビリティ」という言葉は、日本語を普段使用する者にとってまだ日常語とまではいえませんが、それが日常語としての特性を帯びていることは、その使用者にとって当然のことであろう。

《記述的-規範的》という問題に関してこの概念の使用目的を考えるなら、「アカウントビリティ」の有無をめぐる説明は、何らかの記述的な意味を表象すると同時に、一種の価値判断を含むことが想定できる。「アカウントビリティ」の有る政治は、無い政治よりも望ましいものである、というのが、その価値判断だといえよう。注意すべきはこれが、「アカウントビリティ」という概念に、何らかの価値が普遍的なかたちで内蔵されている、という主張を意味するわけではない、ということである。むしろ、「アカウントビリティ」という日常語は、ある種の文化（それは西洋における政治、なかでもデモクラシーの文化と深く結びついている）を背景として、歴史的に負荷された価値を帯びている、と理解すべきであろう。政治思想的に見るなら、この問題は「責任ある統治 (responsible government)」をめぐる言説の歴史のなかに位置づけられる。これは、望ましい統治の在り方の一種として、提示されてきた観念である。この観念と「デモクラシー」の観念との結びつきが、必然でないことはたしかである。王政であっても、責任ある統治は可能である。したがって〈アカウントビリティのある政治〉とは、責任ある統治のより民主政的なバージョンだと考

* 放送大学助教授

えることもできる。そしてそれは、現代という文脈においては、代表制デモクラシーと深く結びついていると想定できよう。

こうした想定を正当化する一例として、現代政治学における代表的なアカウントビリティ論をみてみよう。この問題に関する重要文献の1つ、プシェヴォスキ、ストークス、マナン編『デモクラシー、アカウントビリティ、代表』の序文に、次のような記述がある。

もし市民が、自らを代表している政府 (representative governments) を代表していない政府から明確に区別することができ、さらには務めをよく果たしている現職者をその職務に留め置き、そうでない者から職務を取り上げるという仕方で、政府に対して適切にサンクションを与えることができるのなら、その場合政府は“accountable”である。このように「アカウントビリティのメカニズム」とは、公職者の行為の結果（それにはそうした行為に関する説明も含まれる）から市民によるサンクションにまで至る領域を指し示している⁽¹⁾。

この記述が示すように、アカウントビリティ論は代表制統治 (representative government) の概念と深く結びついており、特にこの定義では、選挙との関連においてアカウントビリティは理解されている。本稿はこの定義を出発点としたい。理論的に注目したいのが「代表」の概念と、「結果」と「サンクション」の概念である。ここでは、主として「代表」の概念の理論的な分析を通じて、アカウントビリティ概念の批判的な理解を深めていくつもりである。その上で、「結果」と「サンクション」の問題を「責任ある統治」の理念を通じて若干の論点を提示し、最後に、熟議デモクラシーの理論にアカウントビリティ論の観点から検討を加えたい。こうすることで、政治理論の言語のなかでアカウントビリティの概念が果たす役割について、我々の理解を深めることが本稿の目的である。

2. 「代表」の理論 I : H.ピトキン

「代表」の理論の検討から議論を始めることには、あきらかな利点がある。なぜなら、アカウントビリティとは違って、代表の概念に関しては、詳細で総合的な理論的検討の先行研究が存在しており、さらには代表の概念は上に示したとおりアカウントビリティの概念と深く結びついているため、代表の政治理論を検討することでアカウントビリティ概念に批判的にアプローチする道が開けるからである。そうした先行研究のなかで代表的なものがピトキンの『代表の概念』である⁽²⁾。この著作は代表の概念を包括的かつ批判的に扱ったものであり、representative art といった概念をも含む representation の様々な意味を網羅的に検討しながら、政治学における代表概念の用例を徹底的に検討したうえで、「政治的な代表」の適切な概念を提示せんとする意欲的な試みである。この研究が現在でもその意義を失っていないことの証左は、ほかならぬプシェヴォスキが「代表」について論じるとき、参照しているのがこの文献であることに求められることができる⁽³⁾。

『代表の概念』のなかでアカウントビリティ概念は、代表の「形式的見解 (formalistic views)」を論じる際、明示的に登場する。ピトキンは代表という単一の概念に含まれる種々の要素を、さまざまな文脈における用法を合理的に再構成することで、総合的な理解を目指している。代表概念を分析する一つの視角が、この形式的見解というモデルである。ここでまず検討されているのが、ホップズの社会契約論に代表される「権威付け (authorization)」理論である⁽⁴⁾。『リヴァイアサン』第16章において展開されたホップズの代表論は、代表者を被代表者によって権威付けられたものとして理解するものであり、代表について論じた、西洋の政治思想史のなかで最も精緻な哲学的議論である。周知のようにホップズの社会契約論は、主権者の成立を自然状態にいる人々の自然権の放棄という授権行為に求めるものであり、その結果主権者は臣民に対して何らの義務も負わないが、臣民は主権者の命令に対して服従する義務

があるとする理論である。これによってホブズは主権の絶対性と、その主権を具現化する近代国家の権威の至高性を示そうとしたのだが、その代表理論としての特徴は、代表者に対する被代表者の無条件的な義務の存在を理論的に説明したこと、そして、現実には権力を実効的に行使している者のみが、代表者であるとみなされること（17世紀イングランドの文脈においてホブズの理論はデ・ファクト理論の一種として理解することができる）を示したことに求められる。つまりホブズによれば、何らかのかたちで選ばれたという事実が、代表者を代表たらしめるのではない。そして、もし代表者の行為が被代表者に対して一方的な拘束力を持たないとすれば、それはもはや代表者ではない。

もしこの見方のみが代表の概念だとすれば、そこにはアカウントビリティの余地はまったくないことになる。しかしながら権威付け理論は、代表の形式的見解における一方の極に据えられている。そしてその対極に位置づけられるものとして、ピトキンはアカウントビリティを説明するのである。興味深いことにピトキンは〈アカウントビリティとしての代表〉という考え方が、さまざまな代表論に散見できるが、それを理論的に洗練化した例はないという⁽⁵⁾。そしてピトキンは次のように定義する。「アカウントビリティ理論を支持する人々にとって、代表者というのは自らがなすことに関して他者に説明する責任を負い、回答をしなければならない人のことを指す。こうした説明を最終的に与えなければならない人もしくは人々を、代表者は代表しているのである」⁽⁶⁾。代表者をこのように理解することでアカウントビリティ理論家は、代表者＝統治者に何らかのコントロールを科すことを目指している。つまり、被治者の必要や主張に応答し、その地位にふさわしい義務を守るようにさせたいのである。だが、ピトキンによれば、例えば真正の選挙が適度の頻度でなされる、といった要件を掲げるとしても、アカウントビリティ理論が提示する代表の見解は、結局形式的なものにすぎないため、これのみでは代表者がどのような存在であり、どのような行為をすれば本当に代表であるといえるのか、といった実質的な見解は明らかにならない。そして、選挙による再選可能性は、たしかに何らかの制約を統治者に科す

かもしれないが、それは何らかの行為を保証するものではない⁽⁷⁾。したがって我々は代表に関する実質的な見解を検討する必要がある。

代表に関する実質的な内容 (substantive content) について、ピトキンは2つの論点からアプローチする。「反映する (standing for)」という意味と、「代行する (acting for)」という意味である。〈反映としての代表〉に関しては、さらに「記述的代表 (descriptive representation)」と「象徴的代表 (symbolic representation)」の2種類に分けられている。ここではアカウントビリティと関連付けられる限りで、その議論をまとめてみたい。記述的代表の理論は〈代表するもの〉と〈代表されるもの〉のあいだに何らかの対応関係があることを求める立場であり、例えば比例代表の主張がその一種だといえる。〈代表するもの〉の性質が〈代表されるもの〉の性質を正確に反映する場合、それはよい代表である、という考えは、たしかに代表の概念の一要素だといえよう。だが、反映や類似という議論は、どの点がどの程度まで、という論点がはっきりしなければ有効ではない。地図は世界を映し出すものであるが、有用な地図とは必ずしも世界をそのまま写した映像ではない。結局、記述的な代表の評価は、〈何のための代表か〉という目的によって定まる⁽⁸⁾。政治もしくは統治という目的のために、どのような反映がよいのかというのは極めて論争的である。代表者＝政治家集団が、国民の完璧なレプリカであるのがよいのか。典型的な人間をサンプルとして集めたものが、理想的な代表者集団なのか。政治における「記述的代表」の機能としてピトキンが確実だと認めているのは、統治への情報提供という機能である⁽⁹⁾。ピトキンによれば「記述的代表の見解には、アカウントビリティとしての代表が占める余地はない」⁽¹⁰⁾。「記述的代表」が問題にするのは代表者の性質である。どのような性質をもっているかというのは、代表を考慮する上で重要なことであるが、この論点はアカウントビリティとは関係しない。アカウントビリティは代表者の行為に関する論点である。

「象徴的代表」によってピトキンが論じているのは、端的にいえばカリスマ的指導者の問題である。「記述的代表」は〈代表者〉と〈被代表者〉の対応関係を、前者が後者を反映する点に求めた

が、「象徴的代表」においては、同じく対応関係が問題とされるが、それは客観的な類似性の問題ではない。ここでは象徴が作り出す関係性が問題となっており、特に感情的な紐帯の形成が論点となる⁽¹⁾。「象徴的代表」の観点によれば真の代表とはカリスマであり、忠誠心や満足感を国民のあいだに作り出すことができる「効果的なリーダーシップ」をもつ指導者こそが理想の代表者とされる。当然ファシズムが問題となる⁽²⁾。アカウントビリティ論においては、選挙が重要な論点となっているが、カリスマ的指導者による効果的な選挙がファシズム政権を生み出すような場合は「象徴的代表」の実現であっても、アカウントビリティの実現とは想定されないであろう。これが、アカウントビリティ論者にとって、問題なのは単に選挙がなされることではなく、真正の選挙がなされることが必要だと想定される理由である。ここにはトートロジーの危険があることに注意しよう。真正の選挙がなされるのがアカウントビリティを保障するという場合、その「真正さ」はアカウントビリティの有る統治を生み出すとされる選挙という概念から引き出される可能性がある。

代表者の行為を問題にする「代行としての代表」という見解は、「反映としての代表」以上にアカウントビリティと結びついている。〈代表に相応しい行為をしたかどうか〉の説明こそ、アカウントビリティの中核的な要素だからである。とはいえ、アカウントビリティの概念から何が適切な「代行としての代表」であるかを演繹することはできない。〈アカウントビリティが果たされるとすれば、どのような行為をすることが適切になるのか〉という仮想的な議論が、考察の手助けになることはありうる⁽³⁾。だが、ピトキン自身も認めているように、この「代行としての代表」という見解は、〈代表する〉という行為を指し示しているがゆえに、「理論的な定式化」が非常に困難なものである⁽⁴⁾。実際、このテーマを扱う箇所は『代表の概念』のなかで最も議論が錯綜しているところであり、最も議論が成功していない箇所だということができる（この点は、後に見るパーティのピトキン批判が最も当てはまる場所と思われる）。

問題は、代表者の適切な行為ということに関する我々の一般的な見解には、行為の自由裁量と制

限といった、対極的といえる要素が混在しており、容易な定式化を許さない点にある。これは、アリストテレス主義者であれば、「中間」の説を利用してはじめて、説明を与えることのできる問題だと判断するようなことがらだといえよう。ピトキンの解決法もややアリストテレス流である。彼女は「代行としての代表」に関する言説に現れるさまざまなアナロジーを列挙する。つまり、(1) actor, factor, agent, (2) trustee, guardian, (3) deputy, attorney, lieutenant, vicar, (4) delegate, ambassador, (5) specialist といった観念を手がかりに「代行としての代表」（ここにおいて、この日本語訳にかなりの限界があることがわかりであろう）の多彩なる意味を万華鏡のごとく説明している。こうした説明は代表に関する我々の理解を豊かにはするが、必ずしも整理を促すものではない。こうした多彩な観念は、各々にまた多様な意味を内包しており、理論による一般的定式化はほとんど不可能になる。例えば、代表者を一種の専門家とみなす見解は、ピトキンの説明によれば、アカウントビリティの概念と最も遠い類型であるかのように思える。ピトキンの提出している例は医者と患者の関係であり、専門家である医者は患者の見解や願望によってその行為を制約されるべきではない、という論旨が主張されている⁽⁵⁾。だが、最近の事例が示すように、医者は患者の見解や願望を考慮に入れて医療行為をすべきであり、インフォームド・コンセントとともにアカウントビリティを専門家である医者の義務と考える傾向が、現在強くなってきている⁽⁶⁾。このように、こうした行為の意味は、時代や文化の違いによってその意味内容が揺れるものであり、理論的な定式化になじみにくい。

こうした困難を自覚しながら、ピトキンは“mandate-independence controversy”というディレンマを解決するという試みのなかで、自らの代表理論を提示している⁽⁷⁾。代表、とりわけ「代行としての代表」という概念を途方もなく複雑なものとしている理由の1つとして、それが〈代表者〉という行為者と、〈被代表者〉という行為者、しかも複数の行為者間の関係性であることがあげられる。この2項のうち的一方が、とりわけ後者が行為者以外の存在（物や理念）である場合、代表の概念のより簡潔な表象が可能となる。ピトキ

ンが考察しているのは、精神や伝統、原理などを代表して、政治家が行為するような場合であり、我々はそのに「代表という活動行為 (activity of representing)」を読み取ることができる。こうした代表行為は、ある種の制約を受けながらも、自由で創造的な行為の余地を充分に残されているものと理解できる⁹⁹⁾。こうした発想を基にして、代表者が依頼人という行為者を代表する場合について、ピトキンは次のような見解を提示する。

代表という活動行為の本質は、代表される者の利害関心 (interest) を——その代表される者は、自らの名の下になされたことに反対しないという仕方、行為や判断を行なうことができる人である、と理解されている限りで——促進するという行為に存するように思われる。代表者がすることは、彼の依頼人の利害関心と矛盾してはならないのだが、代表者がそれをなす方法は、依頼者の願望 (wishes) に応答的 (responsive) でなければならない。依頼者の願望に対して実際に、そして文字通りに応答する仕方、代表者が行為する必要はないのだが、その行為のなかに依頼者の願望が潜在的に現されていなければならないし、その願望は潜在的に意義を持つものでなければならない¹⁰⁰⁾。

この定義の応答性という要素が、アカウントビリティと関連すると理解できる。代表者は、自分が実現せんとして理解している被代表者の利害関心と、被代表者が願望としてもっているそれとのあいだに不一致があるように思われるとき、被代表者に対してその理由を提示しなければならない、とピトキンは考えている¹⁰¹⁾。

これはかなり明確な見解であるが、問題をはらむものである。なぜなら、この定義は結局、「利害 (関心)」の概念という、それ自体極めて論争的な概念を呼び込んでいるからである。とりわけ、ピトキンが「人が望むもの (wishes) というのは、普通、その人にとって利益となること (what is good for him) と一致する、と我々は想定している¹⁰²⁾という、功利主義的な前提を明らかにしている点で、批判は免れない。我々はここに、ロールズが功利主義に対して提示した批判と同様の問題を見出すことができる¹⁰³⁾。つまり、ピ

トキンの定義は「被代表者の利害関心」という概念を表象することで、本来、代表の理論が何らかの仕方でも反映すべき要素である〈被代表者の複数性〉を、そこから消去してしまう危険性があるのである。我々が問題としているのが〈政治的代表〉であるかぎり、こうした複数性を、何らかの一般的な利害関心の概念によって隠蔽してしまうわけにはいかない。

ピトキン自身は、自らが提示する代表の定義は、政治的代表を理解するうえでの基本的な枠組であり、利害関心の概念をはじめとするさまざまな政治の諸要素の理解の相違にしたがって、代表概念はさまざまなヴァリエーションを生むと考えている。ピトキンはE. バークの理論や、リベラリズムの理論 (主として『フェデラリスト』とベンサムをはじめとする功利主義者の見解) に解釈を加えているが、ここでその詳細には入らない。ただ、利害関心とアカウントビリティの概念に関係する限りで、若干のことに触れておきたい。「実質的代表 (virtual representation)」という考えを含むバークの代表理論には、アカウントビリティの要素はほとんどないように思えるかもしれない¹⁰⁴⁾。たしかに有名な「国民代表」の概念は、ピトキンの定義をそれに当てはめるならば「国家的利害関心 (national interest)」という、被代表者の複数性を抑圧するような概念を容易に生み出してしまふ。だが、バークが自然権のような抽象的原理から演繹される政治を批判していたという事実がある。彼は単一の利害関心ではなく、「商業の利害関心」「農業の利害関心」「専門職業の利害関心」「アイルランドのカトリックの利害関心」といった、一般的であるが、より具体的な利害関心が代表されるべきだと考えていた。そして彼は、特定の地域の深刻な利害 (ピトキンはそれを実質的な「苦情 (grievance)」として理解する) を政治家は聞き入れるべきだと主張するほど、経験主義者であった¹⁰⁵⁾。

他方、リベラリズムの代表理論を論じる際にピトキンが注目する論点は、「利害関心」の個人主義的解釈である¹⁰⁶⁾。各個人がそれぞれの利害関心の最終的な判断者である、というリベラルに広く支持されている立場は、もし主観主義的な仕方でも解釈されるなら、代表という行為を不可能にしてしまふ。なぜなら、その場合、誰か他人が本人の

利害関心を判断することは不可能となるからである。ここまで強い主観主義をとらずとも、個人主義的な解釈は代表行為を困難にする。経済学等で論じられる principal-agent problem の理論によれば、依頼人 (principals) の利害関心が多様化すればするほど、代理人 (agent) の裁量権が増加する傾向がある⁹⁰⁾。これを政治的アカウンタビリティに当てはめるなら、こうなるであろう。つまり、もし国民の利害関心があまりにも多様でバラバラの状態であるなら、政府はアカウンタビリティの規制を実質的に受けることなく、広範な自由裁量を享受することになる。

したがって、最終章で政治的代表を扱う際、ピトキンは「公衆 (the public)」や「公論 (public opinion)」の概念や、被代表者の願望に対応する機構的な取り決め、そうした願望に反する行為に関する公共的な理由の提示の必要性などを論じることとなった⁹¹⁾。こうした問題を考えるうえで、ピトキンは論じていないが、デューイの「公衆」概念が役に立つと思われる。デューイは公衆を以下のように定義している。

ある行為が生み出す影響が、主としてその行為に直接従事している人々に限定されている、もしくは限定されると思われるとき、その社会内行為 (transaction) は私的行為である。……だが、その影響が……それに直接関係する人々を超えて拡がるのがわかれば……この行為は公共的な資格を獲得する。……公と私を分かち線は、禁止か奨励かのいずれであれ、コントロールが必要だとされるほどの重要性をもつような、行為の結果が生む影響の大きさと拡がりに基づいて引かれるべきである。ある社会内行為が生み出す間接的な結果によって、その影響に体系的な配慮をすることが必要だと思われるほどの程度にまで影響を受けている人々のすべてから、公衆は成立しているのだ⁹²⁾。

この「公衆」論の特徴は、公共性や公衆を実体化せず、現実に多様な仕方で存在する深刻な問題を手がかりに相関的に公衆を捉えている点にある。こうした公衆の形成は、デモクラシーの問題であるが、本稿との関連からすれば、それは「アカウンタビリティのメカニズム」と関係する。つまり、

〈実質的なアカウンタビリティ〉という概念を考察する上で、公衆や公共性に関する考察が不可欠となる。

3. 「代表」の理論Ⅱ：バーチのピトキン批判

A. H. バーチの『代表』という著作は、方法論の点で明示的にピトキンを批判している⁹³⁾。ピトキンの問題は、「代表」という単一の概念があることを前提にし、そのうえでその複雑性を多彩な仕方で明確化しようとしている点にある。「代表」に関する多様な解釈の存在は、1つの正しい概念に整理できるものではない、とバーチは考える。彼の主張によれば、我々はウィトゲンシュタインに倣って、「代表」に関する観念の家族を探究すべきなのである。つまり、日常的言語のなかに現れる「主要な用法」のいくつかを注意深く分析することが重要だとされた。換言すれば、我々の生とりわけ政治的な生のなかに発見できる、「代表」をめぐる言語ゲームの記述をすべきなのである。複数ある言語ゲームを単一のゲームとみなしたり、異なった言語ゲームの使用法を取り違えたりするとき (カテゴリー錯誤)、我々の政治の理解と実践に問題が生じるであろう。

「代表」という観念一般に関して、バーチは(1)「委任的代表」(2)「縮図的代表」(3)「象徴的代表」という三種の構想を特定し、それぞれを(1)「本人に代わって行動する代理人ないし代弁者を意味する」(2)「ある人がある部類に属する人々の性質をいくつか共有していることをさす」(3)「ある人がある部類に属する人々の一体性ないし資質を象徴していることをさす」とした。「政治的代表」を、このいずれかに還元することはできない。「政治的代表」を理解する際、我々はこうした構想をその文脈においてさまざまに使わせる。さらにバーチは、イギリスをはじめとするさまざまな国の政治史のなかで、その固有の文脈のなかで種々の代表観念が生み出されてきたことを示し、その類型化を試みながら、さらにより一般的な類型として、「利益の代表」と「意見の代表」というカテゴリーを示し、その各カテゴリー内でのヴァリエーションも提示している。

ここでパーティの議論の詳細に入る必要はないであろう。彼の主張は、我々が何らかの仕方で代表されているのかどうか、ということ进行分析したいなら、それは多様で多彩な仕方で理解されるであろう、ということである。その趣旨を理解する上で、彼が提示している事例をみるのが最も容易なので、ここに引用しておこう。

労働党支持で生体解剖と妊娠中絶法について強硬な意見を持っている一人のイギリス人教師を考えてみよう。選挙人としては、彼の選挙区の議員が労働党に属しているか否かにかかわりなく、彼は選挙区の議員によって代表されている。党员としては、労働党指導者とおそらくすべての労働党議員を別の意味で自分の代表者とみなすであろう。特定の意見の持主としては、生体解剖反対協会、中絶法改革協会、そしてこれらの集団の代弁人として行動する政治家（どの党に属しているもよい）によって代表されていると感じているであろう。教師としては、全国教員組合に代表されている利益を持っている。組合は、文部省、地方の教育当局と不断に交渉し協議するであろう。おそらく、いずれかの政党に次の選挙綱領のなかに全国教員組合の政策を入れるよう説得しようとするであろう。議会で教育問題についていつも発言している多くの議員に資金を提供しているのは確実であろう⁹⁰。

この人物は4つないし5つの仕方で政治的に代表されているといえるのであり、これらの各々の関係性を1つにまとめて「真の代表の性質」という概念をつくりあげることにはできない。

パーティの政治的代表的論の特徴は、別の言い方をすれば、政治のもつ様々な機能に応じて、代表を理解していこうとする姿勢に表れている。政治的代表的が持つ一般的機能に関して、彼は3つのものをあげている。

1. 大衆による統制 (Popular control)。政府に対するある程度の大衆的統制を行なう。
2. 指導力 (Leadership)。政策決定における指導力と責任を果たす。
3. 体制の維持 (System maintenance)。市民の支持を得ることによって、政治体制の維持と円

滑な運営に寄与する。

そしてそれぞれに対応した特殊の機能を以下のように特定している。

1. (a)反応のよさ (Responsiveness)。政策決定者が公衆の利益と意見に対して反応するようにする。
(b)アカウンタビリティ (Accountability)。政治的指導者に彼らの行為に対して公的に責任を取らせる方法を保障する。
(c)平和的な変革 (Peaceful change)。暴力を用いずに一組の指導者を他の一組と置き換える機構を与える。
2. (a)指導力 (Leadership)。政治的指導者の登用と彼らに対する支持の動員を行なう。
(b)責任 (Responsibility)。政治指導者が直接的な圧力に反応するだけでなく、長期の国家的利益を追求するようにする。
3. (a)正統化 (Legitimation)。政府に特定の正統性を付与する。
(b)同意 (Consent)。政府が個々の政策に対する同意を動員するための意志疎通の回路となる。
(c)圧力の緩和 (Relief of pressure)。不満を抱いた市民が鬱積を晴らし、革命家になりうる人々を立憲的な活動形態に参加させることによって武装解除するための安全弁となる⁹¹。

さて、以上のことから次のことがわかる。〈望ましき代表制統治〉とはどのようなものであるか、という問いを探究する場合、我々は上記のさまざまな機能に注目することになる。これらすべてを統治体が満たしている必要はない。それは程度の問題である。我々はよりましな政府とそうでない政府を比較する手がかりを得られればよい。問題は、アカウンタビリティが、この数多ある機能の1つにすぎない、ということである。もしアカウンタビリティを狭い、厳密な意味で定義するなら、アカウンタビリティ研究によって我々は代表的統治を評価する上でごくわずかな要素にのみ、着目することになる。一方、もしアカウンタビリティをもっと広く理解するなら、〈アカウンタビリテ

ィのある統治」という概念は「責任ある統治」という概念と事実上区別できなくなり、我々は結局、さまざまな機能（それはパーティが同定したものに限られる必要はない）を総体として分析せざるをえなくなるであろう。例えば、統治者が被治者と似ているかどうか、といった「縮図的代表」が実現されているか否か、という問いも、アカウントビリティの問題と理解することができる。この場合、アカウントビリティという概念をわざわざ使用する意味は、ほとんどなくなってしまうであろう。

4. 責任ある統治

「責任ある統治」という観念に注目したとき、アカウントビリティについて何がわかるであろうか。パーティは他の著作において、この観念を3つの類型に分けている。「第一に、『責任ある』という用語は、その行政部門が公衆の要求 (public demands) と公論の動きに応答的 (responsive) な統治のシステムを記述するものとして、一般に使用されている」。つまり国民 (公衆) の利益と意見に応答的な統治である。「第二に、この用語は、義務と道徳的責任性の概念を引き合いに出すという、これとはまったく異なった仕方で使用されている」。パーティがこれによって問題としているのは、統治 (者) の活動行為そのものの質であり、「無責任な統治」という観念は、愚かな統治や「一貫性のない統治」に向けられることがある、という事実を指している。そして『『責任性』』という用語には第三の用法がある。それは他の国と比べるなら、イギリスにおいてより一般的な用法である。つまり、その用法によれば、この用語は大臣、もしくは政府の全体が、選挙された人々の集合体に対して持つアカウントビリティを意味する⁽⁹²⁾。

ここから明らかなように、「責任ある統治」という概念の使用例の中で、アカウントビリティという概念は重要な役割を果たしているが、それは必ずしも政治家と選挙民という代表関係にのみ関係するわけではない。たしかに、代表的統治という文脈においてアカウントビリティ概念を理解す

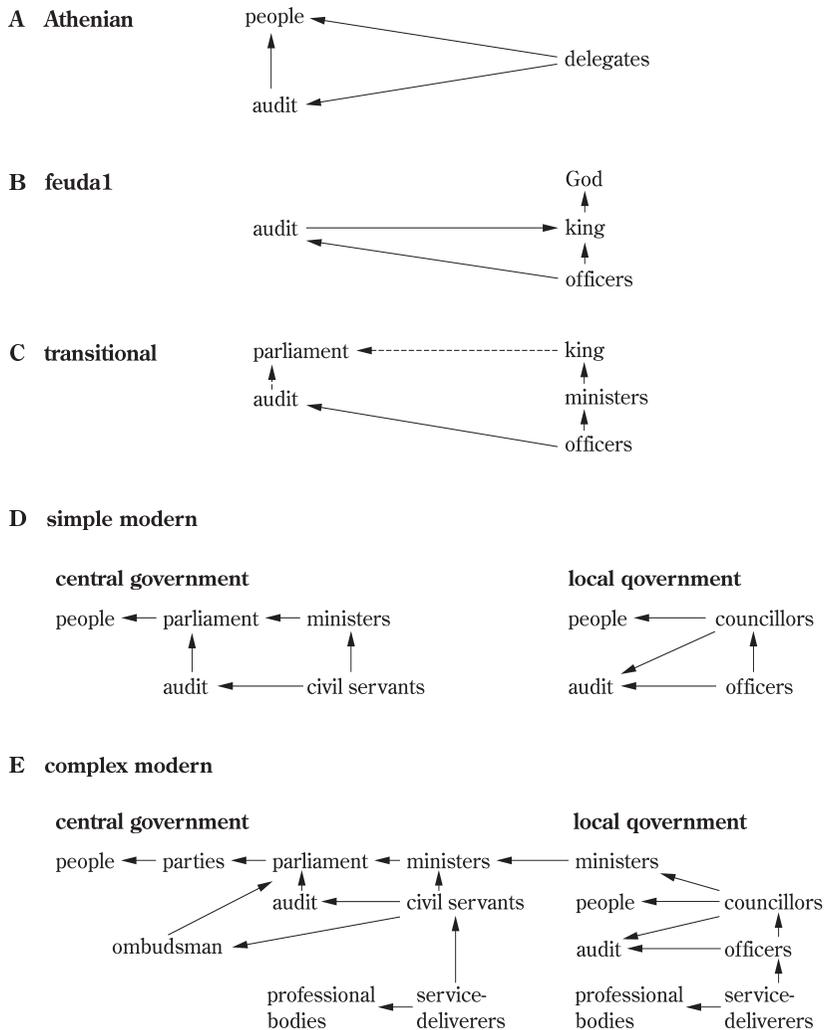
ることは重要であるが、アカウントビリティ概念を基点としてさまざまな統治の様式をみるとき、その役割は代表という機能以外にもさまざまに求めることができる。アカウントビリティという慣行の歴史的な変遷をモデル化した、図1を見ていただきたい⁽⁹³⁾。古代ギリシアのポリスから封建制的統治を経て、現代の統治機構に至るモデルを見てわかることは、アカウントビリティの回路は複数化し、複雑化していることである。ここからいくつかがわかる。第1に、アカウントビリティの問題は、伝統的には権力分立をはじめとする権力の抑制・均衡の問題と関わっているということである。したがって、「アカウントビリティのある統治」とは、何らかの権力抑制機構が実効的に働いている統治である、と理解することができる。当然、こうした機構にはさまざまな類型があり、何らかの特定の政体をもって、ただちに「アカウントビリティのある統治」とはいえない⁽⁹⁴⁾。理論上、民主的でない政体であっても、こうした機構が存在するならば、それを評価的な意味で「アカウントビリティのある統治」と呼ぶことはできる。しかしながらプシェヴォスキらは、この点に関して興味深いことを述べている。つまり、統治権力を概念化する方法に関して、我々はモンテスキュー以来あまり大きな進歩を遂げていないのであり、特に官僚制のもつ権力を体系的に記述する概念を欠いているというのである⁽⁹⁵⁾。あるいはJ. ダンは、公共的な権力を行使する者を制御する機構として、現在の立憲的デモクラシーの機構は極めて不十分なものである、と主張している⁽⁹⁶⁾。

ここで、第2の論点が浮上する。先の図の中で、頻繁に登場する言葉に、「監査 (audit)」という概念がある。これは、立憲的な権力抑制機構よりもミクロな権力抑制の機構を表象している。そして、現代社会においてアカウントビリティが論じられる際、この監査の概念がセットになっている場合が多い。これは元々、会計という慣行から洗練されてきた概念であるが、現代社会においては「監査の爆発的増加 (audit explosion)」と呼ぶことのできるような現象が生まれており、「監査社会 (audit society)」という概念さえ生まれている⁽⁹⁷⁾。O.オニールはこうした状況を踏まえて、アカウントビリティの問題性を次のように訴えて

図 1

The career of a concept

Figure 1 Models of accountability



いる。我々の社会における公共的ならびに専門的なセクターのさまざまな局面においてアカウンタビリティと情報公開が求められている結果、公的な職務や専門的な職務は、アカウンタビリティを果たす義務にエネルギーを過度に費やしてしまい、その本来の職務の遂行が妨げられている。さらに、こうした慣行は、公的・専門的職務に対する一般の信頼を高めるよりも、むしろ低めているという結果を生み出している。そして、形式化されたア

カウンタビリティの慣行は、公衆に対してよりも、中央政府に対して責任を負うシステムを構築し、結果として中央統制の強化を促している。新たなアカウンタビリティの文化は、恣意的で非専門的な選択を促す効果がある⁽³⁸⁾。

ここで問題となっている点は、理論的には、我々がすでにピトキンの議論のなかに見だした「代表」概念の二重性とパラレルなものである。つまり、アカウンタビリティの追求は行為者の自

由と制御という、2つの相反する目的を実現させようという試みであり、それは、制度的な形式化を洗練しても、その実質的な内容の実現を保証できない。オニールの言葉を借りれば、アカウントビリティの要求が本来目指しているのは「有能な行為 (good performance)」の実現なのだが、それは「行為」であるがゆえに、理論的にその実現保証を先取りするのが困難なのである。オニールの提案は「知的なアカウントビリティ (intelligent accountability)」の構築というものである³⁹⁾。それは簡単にいえば、単なる形式的な説明の様式を量的に増やすのではなく、有能な行為の実現という目的に合わせて、アカウントビリティの慣行を、専門的な知識と判断力を持ち、十分な時間をかけて監査をすることができる人々に対する真正なる（つまり虚偽を含まない）報告の慣行にすることである。もちろんこれに対して批判することはできる。公的もしくは専門的集団の行為の信頼性を監査する、こうした専門的な集団そのものの信頼は、どのようにして保証することができるのか⁴⁰⁾。この問いは、理論的には、監査のための監査を積み重ねる、無限遡及に陥るが、それは馬鹿げた想定であろう。結局、これは社会における信頼の構築というソーシャル・キャピタルの問題になる。

「監査」という概念に注目する上で思い出すべきことは、アカウントビリティは企業行為の統治の文脈で発達してきた概念であったということであろう。そして、現代のデモクラシー論では、しばしば多国籍企業のようなアクターのアカウントビリティも問題化されている⁴¹⁾。したがって（民主的）アカウントビリティ論の射程は、政治家や官僚といったいわゆる公的職務だけでなく、非政府的なアクターにも及ぶ。ここでは、先にあげたデュイの公衆論が、再び役に立つ可能性があることを指摘しておきたい。

5. 〈批判的な政治的アカウントビリティのメカニズム〉構築のために

政治的なアカウントビリティとは、政治的な行為者に責任を負わせるメカニズムだと理解できる。そうしたメカニズムは、政治的な行為者に「有能

な行為」をさせるためにあるのだが、それは行為者に自由を認めることで能力を発揮させることを目指すと同時に、行為者の行為が「政治的行為者」に相応しいものから逸脱しないように制限を課すものである。狭義のアカウントビリティは、行為者が誰に、どのような説明をするのが問題となる。この「誰」に関しては、現在、政治権力が行使される領域が国家に限られないとされるがゆえに、「国民」に限定するわけにはいかない。ローカルなレベルからグローバルなレベルにいたるさまざまな市民社会のメンバーが、さまざまな仕方で政治権力の主体と客体になっている状況を考えると、既に見てきたように、「公衆」の概念が適切なものと思われる。

「公衆」とはすでに何らかのかたちで存在する実体ではなく、何らかの「公共性」をおびると考えられる具体的な行為の存在と認知に相関して立ち会われる。つまり、我々が自らを何らかの「公衆」の一部と認識するためには、コミュニケーションに媒介された知識と情緒が必要となる。デュイによれば、

連合的もしくは結合的な活動行為は、共同体 (community) をつくる条件である。しかしながら、連合関係 (association) それ自体は物理的かつ有機的なものであるのに対し、共同体的な生は道徳的なものであり、したがって情緒的で、知的で、意識的な仕方で維持される。……集計された集合的行為 (aggregated collective action) の量がいくらあったとしても、それだけでは共同体は構成されない。観察し思考する存在、またその観念が刺激によって緩和されて感情 (sentiments) や利害関心 (interests) となっている存在にとって「我々 (we)」は「わたし (I)」と同じくらい必然的なものである。しかし、ちょうど「わたし」や「わたしのもの」[といった意識] が、相互行為において特定化された役割を意識的に主張したり、要求したりしてはじめて、はっきりと表れてくるように、「我々」や「我々の」[といった意識] は結合された行為の諸結果が認知され、欲求と努力の対象となつてはじめて存在する。人間の連合関係は起源においていちじるしく有機的なものであり、作用において非常に強固なものでありうる

のだが、それらが人間的な意味における社会へと発展するのは、それらの諸結果が知られ、評価され、追求される場合だけである。ある人々が主張しているように、「社会」もまた一種の有機体であるとしても、そのことが理由となって社会が社会となるわけではない。相互作用や社会内行為は事実として生じており、相互依存の諸結果がそれに伴う。だが、活動行為への参加と結果の分担はまた別の問題である。それらは必須要件としてコミュニケーションを必要とする⁽⁴²⁾。

このように「誰」に説明するのか、という対象の特定はコミュニケーションを通じた「公共性」の認知に依存するといえる。

では、「どのような説明をするのか」に関して、何がいえるであろうか。ゴイスによれば、「公衆」の存在は、第1に、ある行為が生み出す可能性がある影響力に関する、社会的な認識のレベルに依存する。つまり何らかの影響力をもつ重大な行為がある、ということを知覚させる社会的知識が必要となる。第2に、何がそうした行為の「結果」だと認められるのかどうか、問題とされる。つまり、複雑な因果関係をもつ社会現象のなかで、当該の行為が生み出すとされる諸結果とその行為自身との因果関係が特定されなければならない。第3に、そうした結果に何らかの「コントロール」をするべきか否かに関する、当該の人々の価値判断に、「公衆」の存在は依存する。つまり、何らかの「共通善」ないし「公共善」の認知が必要となる。第4に、誰がこの問題となっている行為に「直接従事している」のかに関する決定に、「公衆」の存在は依存する⁽⁴³⁾。

したがってアカウントビリティが適切になされるには、社会現象に関する知識、社会的因果関係に関する知識、公共善（公的行為の結果に対する判断の基準）の発見・創出、責任主体の特定などが必要となる。こうした要素があつてこそ、単なる形式的なアカウントビリティではなく、「知的なアカウントビリティ」をより民主的な仕方でも実現できる可能性が開ける。そして、こうした公衆を形成しようとする現代の政治的構想の1つとして、熟議デモクラシー（deliberative democracy）をあげることができよう。ここで熟議デ

モクラシーに関して議論を展開する余裕はない。ここまでの議論と関連する論点をいくつか同定して、今後の展望を示しておくことにとどめておきたい。

ここで熟議デモクラシーに注目する理由は充分ある。ピトキンの代表理論において問題となったのは、「利害関心」の概念であった。ピトキンの考えるリベラリズムの「利害関心」観は、個人の選好をその中心におくものであり、その集計を政治的な利害関心とみなすものであった。これはアカウントビリティを考えるうえで極めて不十分なものとされていた。一方、上記のデューイからの引用において、集合的な行為が単に集計されるだけでは、公衆は生まれにくいことが主張されていた。こうした考えは、政治的構想としての熟議デモクラシーのライヴァルである、「集計的デモクラシー（aggregative democracy）」を構成するものと考えることができる。したがって後者を乗り越えんとする前者の試みは、より実質的なアカウントビリティを追求する試みと考えることができる。ここでは、そうした試みの1つとして、ガットマンとトンプソンの議論に触れておきたい⁽⁴⁴⁾。

ガットマンとトンプソンは、現行の代議制デモクラシーに完全に取って替わるものとして熟議デモクラシーを構想しているわけではない。前者のもつ公的決定の制度としての利点をみとめながら、それを補完するものとして後者を提示している。したがって熟議の政治は、国家政府レベルと市民社会レベルの両方で追求されるべきだと主張する。そして熟議デモクラシーの適用範囲に関しても、国内政治に限らず、グローバルなレベルにまで拡張されるべきだと考えている。熟議デモクラシーの特徴に関して、簡潔にまとめた箇所を引用しよう。

自由で平等な市民（とその代表者）が、[その政治的な] 決定の正当化を、現在においてはすべての市民を拘束するのだが、未来に向けては市民からの挑戦をうける可能性のある結論に到達するという目標をもって、相互に受容可能で、一般的なアクセスが可能な理由を互いに提示しあうというプロセスにおいてなすような統治の形態を、熟議デモクラシーと定義することができる⁽⁴⁵⁾。

ここには4つの要素が含まれている。①正当化：政治的決定を正当化するための理由 (reason) を提示すること。そうした理由は自由で平等な身分をもつ市民が熟議の結果、道理にかなった拒否権を提起できないものとなることが目指される。②公開性：そうした理由が提示されるプロセスに、関係するすべての市民がアクセス可能であること。熟議は、公的な空間において、公的な内容に関することがらをめぐってなされる。③拘束性：熟議の結果は、関連する市民を一定期間、政治的もしくは道徳的に義務付ける。④ダイナミズム：熟議のプロセスは常に開かれているべきであり、その決定には常に暫定性が留保されている。ガットマンとトンプソンによれば、こうした特徴は「自由で平等な人格」という熟議デモクラシーが擁護する実質的な価値に基づいており、「公正な協同の条件を求める自由で平等な複数の人格が受け入れることが可能な理由を提示する」というその基本的な目的に適うものなのである⁽⁴⁾。

こうした特徴は、実質的なアカウントビリティ、もしくは〈批判的な政治的アカウントビリティ〉のメカニズムを構築するうえで、極めて重要な検討要素となる。もちろん我々は、熟議デモクラシーに対して向けられている種々の批判、例えば熟議という行為そのものが含意する排他性の問題⁽⁵⁾や、民主的政治には熟議に長けた者だけでなくマイノリティの実質的代弁者も必要だという指摘⁽⁶⁾などを、考慮に入れなければならない。しかしながら、さまざまな制度化の試み⁽⁷⁾もなされつつある熟議デモクラシー論の展開は、〈責任ある統治〉の現代版の実現に不可欠といえる、批判的な政治的アカウントビリティの探究において適切な出発点の1つであることはたしかである。

つまり、熟議デモクラシーが機能するならば、形式的ではない、実質的な代表制統治が実現することが期待されている。その場合重要なのは、被代表者の利害関心と願望が、その複数性が媒介されつつ、公共的な理由 (public reason) を政治的に——つまり拘束力をもちつつ暫定的に——形成することで、代表者の行為結果に対する評価が明確になることである。熟議を通じてばらばらの諸個人が、ある特定の公共的問題に相関して公衆を客観的かつ主観的に形成することになる。こうした公衆に対して、アカウントビリティが向けら

れる。もちろん、こうしたメカニズムを、先に述べた熟議デモクラシーへの批判に応答する仕方では現実化するには、さまざまな考察が必要であろう。そして最後に、次のことを述べておきたい。批判的な政治的アカウントビリティを構築するうえで、熟議という要素のみに着目するのでは不十分である。このメカニズムを実質化するには、結果責任に対するサンクションのメカニズムがなければならない。この点に関して熟議デモクラシーが、選挙を中心とする通常の代議制統治に対する補完的な存在であることを強調したい。選挙を通じた政権交代のメカニズムの問題が、政治的アカウントビリティ論の中心的な関心であることに、変わりはない。とはいえ、サンクションの問題がこの問題に尽くされるわけでないことも、たしかなのである。

[注]

- (1) Przeworski, Stokes, and Manin, Introduction to idem ed. *Democracy, Accountability, and Representation* (Cambridge University Press, 1999), p.10.
- (2) Hanna Fenichel Pitkin, *The Concept of Representation* (Berkeley, Los Angeles: University of California Press, 1967).
- (3) Cf. Adam Przeworski, "Minimalist conception of democracy", in I. Shapiro and C. Hacker-Cordón ed. *Democracy's Value* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), p.33.
- (4) Cf. Pitkin, *Ibid.*, ch.2.
- (5) この状況は現在、徐々に改善されつつある。Cf. Patricia Day and Rudolf Klein, *Accountabilities: Five Public Services* (London: Tavistock Publications, 1987); Andreas Schedler, Larry Diamond and Marc F. Plattner eds., *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies* (London: Lynne Rienner Publishers, 1999); David Held and Mathias Koenig-Archibugi eds. *Global Governance and Public Accountability* (Oxford: Blackwell Publishing, 2005).
- (6) Cf. Pitkin, *Ibid.*, p.55.
- (7) Cf. *Ibid.*, p.58.
- (8) Cf. *Ibid.*, p.67.
- (9) Cf. *Ibid.*, p.83.
- (10) *Ibid.*, p.89.
- (11) Cf. *Ibid.*, p.99.
- (12) Cf. *Ibid.*, pp.104-108.
- (13) Cf. *Ibid.*, p.113, 119.
- (14) Cf. *Ibid.*, p.118.

- (15) Cf. *Ibid.*, p.136.
- (16) 出産の際の患者の自己決定権を擁護した、2005年9月8日の最高裁の判決に関する、同年9月9日の『読売新聞』に記載の記事を参照。横尾和子裁判長は「帝王切開の希望に医学的根拠がある場合、医師は自然分娩を選択する理由を具体的に説明して、患者に判断の機会を与える義務がある」と述べている。
- (17) 「委任理論家 (mandate theorist) は代表者を『単なる』代理人、従者、使節、代理人を送り出した人からみて下位の代役とみなす」。一方、「独立理論家 (independence theorist) は代表者を自由な行為者、被信託者、自らの務めを果たす上で仕事を任されるのが最善である専門家だとみなす」。したがって委任理論家は政治的代表を民主的統制の観点から理解し、独立理論家はエリート統治の観点から理解している。両方の観点とも、極端化すれば、代表が代表である必要はなくなる。だが、両方の観点とも、我々の代表理解に関する妥当な要素を表している。Cf. Pitkin, *Ibid.*, pp.146-147.
- (18) Cf. *Ibid.*, p.154.
- (19) *Ibid.*, p.155.
- (20) Cf. *Ibid.*, p.162.
- (21) *Ibid.*, p.156.
- (22) Cf. John Rawls, *A Theory of Justice* (Cambridge, Mass.: Harvard University press, 1971), pp.22-27.
- (23) パークの代表理論に関しては、岸本広司『パーク政治思想の展開』（御茶の水書房、2000年）、第五章（特に第二節）と第六章第六節を参照。「実質的代表の理論」に関して岸本は次のように説明している。「ある集団ないし地域に属する人々が、自分たちを代表する議員をたとえ選出することができなくても、彼らと利害が一致し、彼らの意見や欲求に共感することのできる議員が他の選挙区に存在しているならば、その集団や地域は実質的に代表されているという理論」（424頁）。
- (24) Cf. Pitkin, *Ibid.*, pp.174-179.
- (25) Cf. *Ibid.*, ch.9, passim.
- (26) 例えば、J. E. ステイグリッツ『公共経済学』[第二版]上、藪下史郎訳（東洋経済新報社、2003年）、255-56頁を参照。
- (27) Cf. Pitkin, *Ibid.*, pp.223-224, 232-234.
- (28) John Dewey, *The Public and Its Problems* (New York: Holt, 1927), pp.12 f., 15 f. 阿部齊訳『現代政治の基礎』（みすず書房、1969年）。この引用は、レイモンド・ゴイス『公と私の系譜学』山岡龍一訳（岩波書店、2004年）、80-81頁に引用されている。デューイの公衆論についてはこの著作の第5章を参照。
- (29) Cf. A. H. Birch, *Representation* (London: Macmillan, 1972), pp.13 f., 河合秀和訳『代表』（福村出版、1972年）、14頁以下。
- (30) *Ibid.*, p.104, 邦訳、140頁。
- (31) *Ibid.*, pp.107-108, 邦訳、145頁。
- (32) Cf. A.H. Birch, *Representative and Responsible Government: An Essay on the British Constitution* (London: George Allen & Unwin, 1964), pp.17-20.
- (33) 図は、Day and Klein, *Accountabilities*, p.11からの引用。
- (34) とはいえ、制度設計に務める理論家にとって、理想的な政体は〈アカウントビリティのある政体〉を意味した。17世紀の共和主義者、ハリントンは理想の共和政体論を展開する中で、人民に対してアカウントビリティを持たない統治者の権力は、共和国の自由を破壊すると考えた。Cf. James Harrington, *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, J.G. A. Pocock ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), p.171.
- (35) Cf. Przeworski, Stokes, and Manin, Introduction, p.20.
- (36) Cf. John Dunn, “Situating Political Accountability”, in Przeworski, Stokes, and Manin ed. *Democracy, Accountability, and Representation*, p.336. ダンによれば、アカウントビリティが充分に実現されている状況では、次のような4つの条件が満たされていないなければならない。(1)公共的な権力を行使する者が、そうした行使に際して自らの行為の責任を負っている。(2)この権力者が責任を負う対象の人々にとって、こうした権力を行使する際、この権力者がその行為者として特定可能であると予想できる。(3)こうした権力が一旦こうした権力行使をしたならば、それに対してサンクションが実効的に与えられる可能性があること。(4)こうした権力の行使者は、前もってそうしたサンクションの可能性を知っていること。
- (37) Cf. Michael Power, *The Audit Society: Rituals of Verification* (Oxford: Oxford University Press, 1997).
- (38) Cf. Onora O'Neill, *A Question of Trust* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002), pp.43-57.
- (39) Cf. *Ibid.*, pp.58 f.
- (40) これは、2005年11月以来表面化した、マンション等の構造計画書偽造問題において露呈している問題である。
- (41) Cf. Anthony McGrew ed. *The Transformation of Democracy?* (Cambridge: Polity Press, 2000), p.150. 松下冽監訳『変容する民主主義』（日本経済評論社、2003年）、214頁。
- (42) Dewey, *Ibid.*, pp.151-152. 邦訳、170-71頁。
- (43) ゴイス、前掲書、81頁参照。
- (44) Amy Gutmann and Denis Thompson, *Why Deliberative Democracy?* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 2004). 政治的構想ないしは二階の理論としての集計的デモクラシーと熟議デモク

- ラシーに関しては、*Ibid.* pp.13 f. を参照。ガットマンとトンプソンの議論を取り上げる利点は、それが広範な論争を経たものである点にある。Cf. Amy Gutmann and Denis Thompson, *Democracy and Disagreement* (Cambridge, Mass.: The Belknap Press of Harvard University Press, 1996); Stephen Macedo ed. *Deliberative Politics: Essays on 'Democracy and Disagreement'* (Oxford: Oxford University Press, 1999). その他、田村哲樹「民主主義の新しい可能性——熟議民主主義の多元的深化に向かって」、畑山敏夫・丸山仁編著『現代政治のパーспекティヴ』（法律文化社、2004年）を参照。
- (45) Guttmann and Thompson, *Why Deliberative Democracy?*, p.7.
- (46) Cf. *Ibid.*, p.24.

- (47) Cf. Iris Marion Young, “Activist Challenges to Deliberative Democracy”, in James S. Fishkin and Peter Laslett eds. *Debating Deliberative Democracy* (Oxford: Blackwell Publishing, 2003). この問題は、排他性が非民主的であるからだけでなく、共同性の紐帯として道理に適った議論のほかに、感情的な議論も重要であることが、デューイによって指摘されているゆえに重要である。
- (48) Cf. Anne Phillips, *The Politics of Presence: The Political Representation of Gender, Ethnicity, and Race* (Oxford: Clarendon Press, 1995), passim, esp. p.162.
- (49) Cf. Bruce Ackerman and James S. Fishkin, “Deliberation Day”, in Fishkin and Laslett, *Ibid.*